

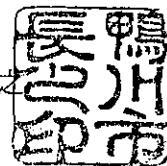


鴨川市告示第 149 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者を次のとおり指定したので、同法第 231 条の 2 の 3 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 10 日

鴨川市長 佐々木 久之



- 1 指定納付受託者の名称及び所在地
アソビュー株式会社
東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー 8 階
- 2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入
ふるさぽーと寄附金
- 3 指定納付受託者の指定日
令和 8 年 9 月 14 日